

## その他住宅復興に関する支援措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度	<p>台風12号による被災により自ら居住していた住宅に被害を受け、住宅の再建(建設・購入・補修)のために必要な資金を借り入れる方に対し、借入金の利子の一部を補助します。            ※被災(り災)証明書などの書類が必要です。</p> <p>【申請窓口】 市町担当課</p> <p>【対象者】 平成23年9月の台風12号で被災した、自ら居住する住宅の再建を必要とする方で、①、②のいずれかに該当する方</p> <p>① 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の貸付を受ける方            ② り災日から2年以内に住宅金融支援機構以外の金融機関で貸付を受ける方</p> <p>建設・購入の対象は、り災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方です。</p> <p>【利子補給対象借入限度額】            住宅の建設・購入(新築)：耐火・準耐火等1,460万円、木造1,400万円            住宅の購入(中古)：耐火・準耐火等1,160万円、木造950万円            住宅の補修：耐火・準耐火等640万円、木造590万円</p> <p>【補助金額】 借入金の利子の5年間分の2/3を県が補助します(借り入れの日における住宅金融支援機構の利率が上限になります)</p> <p>【補助期間】 借り入れの日から5年間</p> <p>【申込の際に必要な書類】 り災証明書、融資の契約書、5年間の利子総額算出計算書 他(詳しくはお問い合わせください)</p>	県土整備部 住宅室	059-224-2720